

2026 年 9 月 6 日

「博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）」 に関する意見

第 3 期文化施設部会 博物館 WG（第 3 回）資料について

博物館コレクション管理研究会 会長 金山喜昭

はじめに

本会は、文化庁が示された「博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）」について、下記の通り意見を申し述べます。

意見 1：対象範囲について（「2 対象」関連）

骨子案は、法第 2 条第 1 項に規定する登録博物館を主たる対象とし、法第 31 条第 1 項に規定する博物館指定施設等については「本考え方を参照しながら取組を進めることが期待される」という位置づけにとどまっています。

一方、有形の民俗資料（民具）は、その性質上、資料館や公民館、廃校となった旧施設等、博物館法上の登録・指定を受けていない施設に保管されている例が圧倒的多数を占めています。これらの施設は本考え方の対象から実質的に外れることとなりますが、収蔵する資料が地域の歴史や生活文化を将来に伝える上で果たす学術的・社会的意義は、登録博物館の資料と何ら変わるものではありません。

本考え方の対象を法律上の枠組みに従って画定すること自体は理解いたしますが、対象外とされた施設の資料についても、それが担う学術的価値や地域社会にとっての意義に鑑み、何らかの形で本考え方の趣旨が広く参照されるよう、記述上の配慮をご検討いただければ幸いです。この点は法制度上の位置づけの問題である以前に、資料の学術的・社会的価値をいかに継承するかという実質的な課題であると本会は考えております。

意見 2：除籍・処分の判断基準の例示について（「9（4）③」関連）

骨子案には、ICOM の職業倫理規程・ガイドラインに基づく除籍・処分の判断例として、「シリーズの一部として価値を付加しない重複資料である場合」「質が低く、展示や研究において美的・歴史的・学術的価値を欠く場合」などが列挙されています。

これらの基準が国際的な博物館学の蓄積に基づくものであることは理解しております。しかし、民具をはじめとする日本の地域資料には、一点一点の来歴や使用実態、地域内での分

布状況そのものに資料的価値が宿る場合が少なくなく、「重複」や「質の低さ」といった基準を機械的に当てはめることは、必ずしも適切ではないと本会は考えます。

本会では、既に公表しております「博物館資料の除籍・処分に関する基本理念」及び「有形の民俗資料（民具）の除籍・処分に関する基本的考え方」（いずれも本年6月17日公表）において、ICOM の考え方を踏まえつつ、日本の博物館・資料館の実情に即した形に精緻化した判断基準を示しております。

例えば「博物館資料の除籍・処分に関する基本理念」では、除籍・処分について次のように定めています。

除籍・処分を行う場合には、それが館の設置目的や使命に沿わないもので、かつ将来的な活用の可能性について十分な検討を行った上で、なお保有し続けることが適切でないと判断されたものでなければならない。コレクションとしての質と一貫性を維持するためにのみ行われるべきであり、収蔵スペースの確保を目的として行われてはならない。

また「有形の民俗資料（民具）の除籍・処分に関する基本的考え方」では、重複するとみなされがちな資料の取扱いについて、次のように述べています。

一般的に同一とみなされ、類似の形態・用途を有すると判断されがちな資料であっても、使用方法や素材、製作技法、使用痕等にみられる個体差や微細な差異により、地域性や時代性、技術の変遷を読み取ることができる。（中略）資料群としてのまとまりを損なう除籍・処分は、地域文化の理解と継承に支障を及ぼすものである。

骨子案が ICOM のガイドラインをそのまま列挙する形にとどまっている点は、この機会にあわせて再検討いただければと存じます。本会の両文書は、日本の実情に即した判断基準の具体例として、ぜひご参照いただければ幸いです。

意見3：ICOM 基準の引用の正確性について（「9（4）③」関連）

前項に関連して、骨子案が ICOM の基準を引用する際の記述の正確性についても、あわせて申し添えます。

骨子案の脚注が示す「シリーズ（『系統や連続性等を考慮して収集された資料の一式』と解される）」という定義は、ICOM 原文に相当する定義が見当たらず、文化庁による独自の解釈が付加されたものと考えられます。基準の典拠を示すのであれば、原文に存在しない定義を注記として加えるのではなく、原文の趣旨に即した記述への見直しをご検討いただければと存じます。

さらに、骨子案が引用する ICOM の除籍事由リストは、ICOM 「Guidelines on Deaccessioning」（2019 年策定）に示されたものですが、同ガイドライン及び ICOM 職業倫理規程本体（イコム日本委員会訳「イコム職業倫理規程 2004 年 10 月改訂」）は、この事

由リストに、除籍の可否判断そのものを制約する複数の要件を伴わせています。

具体的には、①除籍の可否判断において資料の潜在的な金銭的価値を動機の一部として考慮してはならないこと、②来歴に関する文書記録がない資料は、来歴調査を合理的な範囲で尽くさない限り除籍すべきでないこと（同規程第 2.3 条参照）、③除籍は資料の意義・性格に加え、除去という行為自体から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上で行うべきこと（同第 2.13 条）、④除籍の決定は、館長及び担当学芸員が、管理機関（理事会等）と共同で行う責任を負うこと（同第 2.14 条）、の 4 点です。

骨子案は、除籍・処分に関する一般的な手続的慎重さ（透明性の確保、多様な関係者の意見聴取）には言及していますが、除籍の可否判断そのものを制約する、金銭的動機の排除、来歴不明資料への慎重な取扱い、公衆の信頼の損失というリスクの明示、意思決定の権限所在という 4 つの要件については言及がなく、除籍を許容する事由の列举のみが取り出される形になっています。除籍・処分の判断基準を示すのであれば、これらの歯止め規定もあわせて明記いただくことをご検討ください。

意見 4：除籍・処分検討の起点について（望ましい基準第 6 条第 2 項の引用箇所関連）

骨子案が引用する「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第 6 条第 2 項は、「収蔵庫の飽和により収蔵資料の適切な保管や新しい資料の受け入れが困難となっている状況も踏まえ」という文言を含んでおり、収蔵能力上の制約が除籍・処分検討の契機として位置づけられているように読めます。

除籍・処分の検討は、あくまで資料の再評価と、当該博物館の基本的運営方針・使命との整合性の検証を起点とすべきであり、収蔵スペースの不足それ自体を検討の入口とすることは、財政的・物理的制約を理由とした安易な除籍・処分を誘発しかねないと本会は考えます。骨子案の別の箇所（「9（1）」等）では再評価に基づく検討プロセスが丁寧に示されているだけに、この記述箇所についても、収蔵能力の制約が前面に出ないよう、表現の調整をご検討いただければと存じます。

あわせて、除籍・処分の検討に先立ち、まずは当該博物館が適切な収集・保存活動を継続できる基盤（人員・施設・財政等）の確保に努めることが前提となる旨を明記いただくことをご検討ください。設置者がこうした基盤整備の努力を尽くさないまま、財政難や収蔵庫不足を理由に除籍・処分を進めることのないよう、歯止めとなる記述が必要と考えます。

意見 5：意思決定過程の透明性及び運用面での留意事項について

骨子案が示す段階的な検討プロセスに関連し、実際の運用にあたって特に留意すべき点として、以下 3 点を申し添えます。

（1）意思決定の手続の具体化

除籍・処分に関する専門的評価を誰が行い、誰が提案し、誰が最終的に承認するのか、意思決定の手続が骨子案からは必ずしも明確ではありません。学芸員による専門的評価、館内での審議、第三者による検証、設置者の責任の所在を含めた、標準的な意思決定プロセスをお示しいただくことをご検討ください。特に、設置者の財政・行政上の都合のみによって専門的判断が覆されることのない仕組みが重要と考えます。

(2) 売却益の使途の明確化

除籍・処分の手段として売却を行う場合、その収益がコレクションの形成・保存に直接関係する目的以外（博物館の一般運営費や設置者の財政赤字の補填等）に流用されることのないよう、使途を厳格に限定する旨を明記いただくことをご検討ください。

(3) コレクション形成史の尊重

現在の収集方針に適合しないという理由のみで、過去の学芸員や地域社会、寄贈者が長年にわたり形成してきた歴史的なコレクションが解体されることのないよう、当該資料群が収集・形成されてきた歴史的経緯そのものも、再評価に当たっての考慮要素として明記いただくことをご検討ください。

結び

以上5点、本会としての意見として申し述べさせていただきました。骨子案が示す段階的な検討プロセスや設置者の責務の明記など、多くの部分で本会としても高く評価しております。今後のご検討にあたり、ご参考になれば幸いです。